

情 個 審 答 申 第 2 号
令和7年（2025年）6月6日

熊本市教育委員会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年（2023年）6月26日付け、教人発第000072号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

令和2年4月1日から現在までの期間における特定の中学校の学校事故に関する文書等
開示（一部請求拒否）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市教育委員会（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）8月29日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、令和2年（2020年）4月1日から現在までの期間における特定の中学校の学校事故に関する文書等の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 令和4年（2022年）9月16日、実施機関は、文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年11月1日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 実施機関が非開示とした当該文書の内容は、個人情報の問題はあるが、審査請求人の娘の件に対し、保護者の立場から非開示とすべき理由はなく実施機関は条例の適用を誤っており違法であると考ええる。

又、審査請求人と被害を受けた本人(娘)は、約2年間教師から受けた暴言や暴力等の問題行為、怪我の件で、実施機関が行う教師への処分、熊本市体罰等審議会での審議結果に対し不服を感じている。被害を受けたのは娘本人であり、真実を知る為には個人情報の問題はないと考える。

- (2) 熊本市体罰等審議会にかけられた娘の件で、実施機関は審査請求人、被害を受けた本人(娘)が実施機関に提出した審査請求人の事実の証言や主張、被害者(娘)の主張や直筆の文書等、約2時間に及ぶ動画のデータ(暴言、暴力)、「子供を守る相談票」等、全ての関係資料が、事実を隠蔽する事なく体罰審議会に諮られ、何一つ事実を隠蔽する事なく真実を報告した上で、全ての案件(教師の問題行為)に対し、客観性、公平性を担保し正しい審議が行われたのか、被害を受けた側として真実、審議結果の理由を知る権利がある為。

- (3) 実施機関に熊本市体罰等審議会での審議結果を書面で通知して頂ける様に要望したが、実施機関は電話による結果報告のみを行い書面での通知は対応しないと回答。その為、実施機関に審議結果に基づいた理由の説明を求めたが、実施機関は説明をする事は一切出来ないと回答し、審議内容の深層が分からないままである為。
- (4) 熊本市体罰等審議会に諮られた娘の件で、一部不適切な指導と認定を受けたが、その他違法性を問うと考えられる案件も含まれており、審議内容に対し真実を知りたいと強く思う為。
- (5) 実施機関へ数々の対応を求めるが拒まれる為、審査請求人と被害を受けた本人(娘)は、数々の教師の行為が暴言や体罰として認定されなかった事に対し不服があり、真実を知る為の一つの手段として審査請求を求める。
- (6) 教師の行為により新たな別の事案が発生した為、熊本市体罰等審議会に再度、「子供を守る相談票」を提出し再審議を求めたが、新たな案件を含め再審議にはかけられないと返答があり審議されなかったが、理由を知る為。
- (7) 教師の判断による強要で怪我を負い現在も治療が続けているが、約1年経過した現在も教師の問題行為は改善されず、新たに取り決めを行った件に関しても教師が守らなかった為に治療中の症状が悪化するまで、処分を行わず、不適切な指導と認定を受けた教師の授業を被害生徒が受け続けなければならない、実施機関の判断に不服を感じる為。
- (8) 現在被害を受けた娘は教師の不適切な指導が原因で自傷行為、自殺願望がある為、審査請求人は日々危機感を感じており、全ての案件がどのように審議が行われたのか、経緯と真実を知り、実施機関へ早急に教師への厳しい対応と厳しい処分を求める為。
- (9) 熊本市教育委員、熊本市体罰等審議会の処分等に不服を感じ、審議内容の深層を調査した所、審議会に諮られた案件に対し、虚偽の報告があると判明した。審査請求人は親権者であり真実を知る権利がある為、弁解は成り立たず、全事案に対し虚偽、公平性を担保し議論されているか、真実を解明するため。
- (10) 虚偽の報告があると事実が判明したため、実施機関は条例の適用を誤っており、本件処分は違法である。
- (11) 以上の点から、本件処分の取り消しを求める為、本件審査請求を提起した。

2 実施機関の主張

- (1) 条例は、個人情報の本人開示の制度を定めていない。したがって、条例に基づいて開示請求がなされた場合の開示の可否は、開示請求者のいかなる判断することとなり、たとえ本人から自己に関する情報の開示請求があった場合でも条例第7条の不開示情報に該当するときは不開示とせざるを得ない。
- (2) 一部不開示処分に係る不開示部分は条例第7条第2号に該当することから、実施

機関が条例の適用を誤った事実はなく、本件処分は適法である。本件審査請求には理由がないので、審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、令和2年（2020年）4月1日から現在までの期間における特定の中学校の学校事故に関する文書等である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人が「審査請求人の娘の件に対し、保護者の立場から非開示とすべき理由はな」と主張する点について

条例に定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず請求を認めるものであり、本人の自己に関する情報の開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかなどは考慮されないものである。

したがって、審査請求人の主張は妥当ではない。

(2) 令和2年（2020年）7月31日付け事故報告

実施機関は、当該文書中、第1当事者の氏名、ふりがな、性別、学年、クラス、年齢、部活動名及び当該部活動担当の教諭名の部分が条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当する。また、部活動名及び当該部活動担当教諭名についても公開することによって第1当事者が識別され得る。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(3) 令和2年（2020年）12月9日付け事故報告

実施機関は、当該文書中、第1当事者の氏名、ふりがな、性別、学年、クラス、年齢の部分が条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当する。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(4) 令和3年(2021年)4月2日付け事故報告

実施機関は、当該文書中、第1当事者の氏名、ふりがな、性別、学年、クラス、年齢、部活動名及び当該部活担当の教諭名の部分が条例第7条第2号に該当するとし
て不開示としている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情
報と照合することにより識別され得るものに該当する。また、部活動名及び当該部活
動担当教諭名についても公開することによって第1当事者が識別され得る。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和5年（2023年） 6月26日	熊本市長から諮問（令和5年（2023年）6月26日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 2月7日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月23日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 6月6日	答申案の審議を行った。